

(組ろ-04)

平成29年11月1日

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

地方検察庁事務局長 殿

弁護士会事務局長 殿

司法研修所事務局長 染谷 武 宣

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日付けで、司研企二第1020号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について」（以下「所長通知」という。）が発出されました。

これは、司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則が平成29年11月1日から施行されることに伴い、平成19年6月28日付け司研企第001572号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について」を廃止して新たに定めたものです。

ついては、貴配属庁会の司法修習生指導担当者及び事務担当者にご趣旨をお伝えいただきますようお願い申し上げます。

なお、所長通知の定めによる告知の実施に当たっては、当該司法修習生に対して、別紙様式第1の通知書により告知するものとし、その際、別紙様式第2の弁明書のひな形を交付するようお願いいたします。

また、所長通知の定めにより当該司法修習生に弁明の機会を与えるに際しては、事前に当研修所へ御連絡いただきますようお願い申し上げます。

おって、規則第17条第2項に該当しない非違行為があった場合には、従前の例

になり、司法研修所長宛てに報告してください。

敬 具

(別紙様式第1)

平成 年 月 日

第 期司法修習生

○ ○ ○ ○ 殿

(配属庁会の長) ○ ○ ○ ○ 印

通 知 書

あなたの実務修習中における下記1の事実は、司法修習生に関する規則（以下「規則」という。）（第17条第1項第1号，第6号又は第2項）に定める事由に該当する疑いがあり，規則第19条第2項の規定により，最高裁判所に報告すべきものと認められます。

ついては，下記1の事実関係につき，平成29年11月1日付け司研企二第1020号司法研修所長通知「司法修習生に関する規則第19条第2項の報告について」記1本文の定めにより，弁明の機会を付与しますので，別添の様式により，下記2の要領で提出してください。

記

- 1 (規則第17条第1項第1号，第6号又は第2項)に定める事由に該当する疑いのある事実関係

.....

- 2 弁明書の提出先及び提出期限

○月○日までに，(配属庁会)事務局に提出する。

なお，弁明書以外に資料があるときは添付する。

(別紙様式第2)

平成 年 月 日

(配属庁会の長) 殿

第〇期司法修習生 ○ ○ ○ ○ 印

弁 明 書

平成 年 月 日付け通知書に対し、下記のとおり弁明します。

記